別表一㈠の表中

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 期末現在の資本金の額又は出資金の額 | 円 | | | |
| 同非区分 | 特定同族会社 | 同族会社 | 非同族会社 | |
| 一般社団・財団法人の区分 | 非営利型法人 | 普通法人 | | |

を

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 期末現在の資本金の額又は出資金の額 | 円 | | | |
| 同上が１億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの | 非中小法人等 | | | |
| 同非区分 | 特定同族会社 | 同族会社 | 非同族会社 | |
| 一般社団・財団法人の区分 | 非営利型法人 | 普通法人 | | |

に、「所得金額又は欠損金額（別表四「39の①」）」を「所得金額又は欠損金額（別表四「44の①」）」に、「課税留保金額（別表三（一）「31」）」を「課税留保金額（別表三（一）「32」）」に、「同上に対する税額（別表三（一）「39」）」を「同上に対する税額（別表三（一）「40」）」に、「所得税の額等（別表六（一）「６の③」＋「23の計」）」を「所得税の額等（別表六（一）「６の③」＋「23の計」）」に、

| | |
|---|---|
| 決算確定の日 | 平成　年　月　日 |
| 還付を受けようとする銀行又は郵便局名 | |

を

| | |
|---|---|
| 決算確定の日 | 平成　年　月　日 |
| 残余財産の最後の分配又は引渡しの日 | 平成　年　月　日 |
| 還付を受けようとする銀行又は郵便局名 | |

に改め、同表の記載要領第四号中「事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備等」に、「、第42条の10第５項」を「若しくは第42条の10第５項」に、「若しくは」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）附則第77条（情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第18条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「又は」を「若しくは」に改める。

別表一㈡の表中「所得金額又は欠損金額（別表四「39の①」）」を「所得金額又は欠損金額（別表四「44の①」）」に、

| | |
|---|---|
| 決算確定の日 | 平成　年　月　日 |
| 還付を受けようとする銀行又は郵便局名 | |

を

| | |
|---|---|
| 決算確定の日 | 平成　年　月　日 |
| 残余財産の最後の分配又は引渡しの日 | 平成　年　月　日 |
| 還付を受けようとする銀行又は郵便局名 | |

に改め、同表の記載要領第四号中「事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備等」に、「、第42条の10第５項」を「若しくは第42条の10第５項」に、「若しくは」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）附則第77条（情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第18条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「又は」を「若しくは」に改める。